

学校全体としての取り組み

| | | 児童へ直接かかわる取り組み内容 | 保護者との連携や依頼内容 | |
|----------|------------------------------|---|--|---|
| いじめの未然防止 | | <ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特別活動・総合） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特別活動・総合） ○奉仕的体験活動への積極的取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 | |
| いじめの早期発見 | | <ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や児童対象のアンケートによる情報収集 (ふれあい月間：6月・11月・2月) ○文房具などの持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 | <ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子供との会話 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○子供の持ち物の紛失や増加に注意 | |
| いじめの早期対応 | 暴力を伴ういじめ | いじめられた児童側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど、被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 | <ul style="list-style-type: none"> ○子供を守る強い姿勢を見せることと、子供の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決への向けた学校の方針への理解と報告 |
| | | いじめた児童側 | <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関 (北区教育委員会、警察、児童相談所等) | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等） |
| | 暴力を伴わないいじめ | いじめられた児童側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 | <ul style="list-style-type: none"> ○子供を守る強い姿勢を見せることと、子供の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決への向けた学校の方針への理解と報告 |
| | | いじめた児童側 | <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関 (北区教育委員会、警察、児童相談所等) | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等） |
| | 行為がわか いり じに めく い | いじめられた児童側 | <ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことでの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 | <ul style="list-style-type: none"> ○子供を守る姿勢を見せることと、子供の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決への向けた学校の方針への理解と報告 |
| | | いじめた児童側 | <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを防止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関 (北区教育委員会、警察、児童相談所等) | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと |
| | 直接関係がない児童 (傍観者・観衆等) | | <ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 |

II 家庭や地域との連携

| | |
|----------------|--|
| 各家庭（PTA）での取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○子供に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子供の頑張りをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発 |
| 地域での取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○子供たちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○公園や近所等、地域で困っている子供への積極的な声かけと学校（保護者）への連携 |